

令和5年12月19日(火曜日) 午後2時04分 開 議

●議事日程第1号 12月19日(火曜日)

第1 開 会

第2 新議員の紹介および仮議席の指定

第3 会期の決定

第4 行政報告及び提出議案

第5 議案第11号「令和5年度 飯塚地区消防組合補正予算(第1号)」

(提案理由の説明、質疑、討論、採決)

第6 議案第12号「飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」

(提案理由の説明、質疑、討論、採決)

第7 議案第13号「飯塚地区消防組合会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」

(提案理由の説明、質疑、討論、採決)

第8 議案第14号「飯塚地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」

(提案理由の説明、質疑、討論、採決)

第9 認定第1号「令和4年度 飯塚地区消防組合歳入歳出決算の認定」

(提案理由の説明、質疑、討論、採決)

第10 報告第1号「専決処分の報告(交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)」

(提案理由の説明、質疑、討論、採決)

第11 署名議員の指名

第12 閉 会

●会議に付した事件

議事日程のとおり

午後 2 時 0 4 分 開会

◎議長（江口 徹）

△開会

出席議員が定足数に達しておりますので、これより令和 5 年第 3 回飯塚地区消防組合議会定例会を開会いたします。

△新議員の紹介および議席の指定

◎議長（江口 徹）

本組合議会議員になられました飯塚市選出の土居幸則議員をご紹介しますとともに、土居幸則議員の議席を 1 3 番に指定いたします。

△会期の決定

◎議長（江口 徹）

それでは、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、1 2 月 1 9 日、1 日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、1 2 月 1 9 日、1 日（いちにち）と決定いたしました。

△行政報告及び提出議案

◎議長（江口 徹）

行政報告及び提出議案に入ります。

組合長の行政報告及び提出議案の説明をお願いいたします。

武井組合長

◎組合長（武井 政一）

本日、令和 5 年第 3 回消防組合議会定例会を招集するにあたり、本年 2 月定例会以降、本日までの事務事業の概要を報告し、審議の参考に供します。

はじめに、管内における令和 5 年 1 0 月末までの火災、救急等の発生状況について報告いたします。

火災件数は 5 9 件で、このうち建物火災 3 2 件となっております。死傷者については死者 3 人、負傷者 7 人となっております。

これを前年の同じ時期と比較しますと、建物火災件数は同数、死者は 7 人の減、負傷者は 2 人の減となっております。

次に、救急出動件数は 9, 0 5 6 件、救急搬送人員は 7, 5 5 5 人で、これを前年と比較しますと、救急出動件数は 9 5 1 件の増、救急搬送人員は 7 9 6 人の増となっております。

救急出動件数の増加については、今年 5 月に新型コロナの感染症法の位置付けが「2 類相当感染症」から「5 類感染症」に引き下げられ社会情勢が大きく変化した中で、未就学児や、福

社施設等からの発熱に伴う救急要請が増加し、今年は1万件を超えるペースで救急出動件数が推移しております。

次に、研修、訓練等の実施状況につきましては、職員の資質の向上を図るため、福岡県消防学校の初任教育に4名、各種専科教育課程に9名を入校させたほか、福岡県市町村職員研修所に17名を入所させました。

次に、救急救命士の養成につきましては、教育研修計画に基づき、国家試験に合格した2名に2か月間の就業前研修を、資格取得後2年ごとの再教育として48時間の病院内研修を12名に実施したほか、東京研修所及び九州研修所で実施される養成課程に各1名を入校させております。

次に、11月25日から26日まで、筑豊地区4市1町で飯塚市をメイン会場として実施した、緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練に九州・沖縄各県の75消防本部から車両195台、645名の隊員のほか、陸上自衛隊、福岡県警察本部、医療機関等、全体で約100機関、約1,000名が参加し、大雨による大規模災害を想定した訓練を実施しました。

次に、防火・防災意識の高揚につきましては、管内の小学6年生、1,587名を対象に、防火ポスターコンクールを実施しました。入選作品は飯塚市枝国「イオン穂波店」に展示し、地域住民に対する防火意識の向上を図るとともに、最優秀作品1点については、防火ポスターを作成し、管内事業所に配布し、火災予防の普及啓発を図りました。

9月18日には、飯塚市役所前駐車場において消防フェスタを開催し、530名の地域住民の参加を得て、防火意識の普及啓発の向上を図ったほか、幼年消防クラブの健全な育成とクラブ相互間の親睦を深めるため10月27日に、飯塚市総合体育館において、管内29の保育園・幼稚園児909名の参加による「第19回幼年消防ふれあい祭り」を4年ぶりに開催しました。

次に、住宅等の火災防止につきましては、火災発生時の人的被害を軽減するため、査察計画に基づき、管内の一般住宅の防火査察を2,868件実施し、火気取扱いの指導、併せて住宅用火災警報器の設置に関するアンケート調査を行いました。

また、昨年4月と8月に北九州市小倉北区の旦過市場で発生した商店街火災に伴い、商店街の防火対策を目的とし、本年8月に飯塚市に二ヶ所ある商店街の約70店舗を対象に防火チラシ及び消火器設置店舗に対し「消火器ステッカー」の配布を行い、昨年に引き続き、商店街関係者に対する火災予防広報を実施しております。

以上が本年2月消防組合議会定例会以降、本日までの事務事業の大要であります。

次に、これより消防組合議会に提案いたします議案について申し上げます。

今議会に提案いたします議案等は、補正予算議案をはじめ6件であります。

議案の内容は、上程されました都度、担当者から説明させますので、よろしくご審議のうえ、ご議決いただきますようお願いを申し上げます。行政報告及び提出議案の説明を終わります。  
△議案第11号「令和5年度 飯塚地区消防組合補正予算(第1号)」

◎議長（江口 徹）

それでは、議案第11号「令和5年度 飯塚地区消防組合補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

篠崎消防長

○消防長（篠崎 太望）

それでは、議案第11号「令和5年度飯塚地区消防組合補正予算 第1号」についてご説明申し上げます。

お手元の令和5年度飯塚地区消防組合補正予算書の1ページをお開き願います。

今回の歳入歳出予算の補正は、第1条に記載のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出、それぞれ7,202万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、26億4,348万5千円とするものでございます。

第2項 歳入歳出予算の、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条は、地方債の補正を定め、既定の地方債の変更は、「第2表地方債補正」によるものといたしております。

4ページをお開き願います。第2表地方債補正は、高規格救急自動車整備事業における車両1台購入の契約額が確定したことにより限度額を変更するものでございます。

次に、補正予算の内容につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書により、ご説明いたします。

6ページをお開き願います。

2歳入、1(款)分担金及び負担金、1(項)負担金、1(目)組合費負担金、補正額、1,700万2千円の追加は、令和5年度組合費負担金が確定したことによるものでございます。令和5年度地方交付税の消防費単位費用が、確定額として、前年度と比較しまして、100円増の1万1,600円となり、そのうち常備消防費分が、74円増の1万214円となったことによるものでございます。

次に、2目施設整備事業構成市町負担金6万1千円の追加は、昨年度更新いたしました車両2台の整備事業について、地方交付税算入率が確定したことにより追加するものでございます。各市町の負担金の内訳につきましては、右説明欄に記載のとおりでございます。

次に、3(款)財産収入、1(項)財産運用収入、2(目)利子及び配当金、補正額、102万3千円の追加は、右説明欄記載のとおり、各基金の預金利子を計上いたすものでございます。

次に、3(款)財産収入、2(項)財産売却収入、2(目)不動産売却収入、補正額、9千円の追加は、嘉麻市大隈町にあります、嘉麻分署の敷地の一部、0.81平方メートルを、国道322号線の拡張工事に伴い福岡県に売却したものでございます。

7ページをご覧ください。

次に、4(款)繰入金、1(項)基金繰入金、1(目)消防施設整備基金繰入金、補正額、178万7千円の減額は、先程ご説明いたしました、高規格救急自動車1台分の車両購入費が入札

効果により減額となったため、基金充当分を減額いたすものでございます。

次に、5(款)1(項)1(目)繰越金、補正額、2,151万7千円の追加は、前年度繰越金を計上するものでございます。

次に7(款)1(項)組合債、1(目)消防債、補正額、80万円の減額は、先程もご説明いたしました、車両購入費の減額に伴うものでございます。

次に8(款)1(項)寄附金、1(目)消防費寄附金、補正額、3,500万円の追加は、本年11月に嘉麻市在住の方から、高規格救急自動車購入費として寄附の申し出があったものでございます。なお、この寄附金につきましては、車両更新計画により令和6年度に予定している高規格救急自動車1台分の整備費用に充当するため、今回、施設整備基金に積み立てるものでございます。

続きまして、8ページをお開き願います。

3歳出について、ご説明いたします。2(款)総務費1(項)総務管理費1(目)一般管理費の補正額は、1,437万5千円を追加するものでございます。右説明欄記載の財政調整基金積立金1,374万7千円は、組合負担金の追加により、その余剰分を財政調整基金に積み立てるものでございます。

次に、3(款)1(項)消防費、1(目)常備消防費の補正額は、2,637万9千円を追加いたしております。各節の内訳は右説明欄記載のとおりでございますが、1(節)報酬34万8千円の追加、2(節)給料747万6千円の追加、3(節)職員手当等1,378万9千円の追加、4(節)共済費705万5千円の追加につきましては、主な要因として、給与改定及び共済費の率の改定、そして最近の救急出動件数の増加により、隊員の出動手当を追加するものでございます。

救急出動件数については、先程組合長から行政報告がありましたが、本年は、12月4日の時点で飯塚地区消防本部として初めて1万件を超えており、過去最高のペースで推移している状況であります。

次に、10(節)需用費、76万3千円の追加は、物価高騰により、消耗品費、燃料費を追加するものでございます。

次に、17(節)備品購入費、203万6千円の減額は、各備品の購入にあたり、いずれも入札効果により減額するものでございます。

次のページ、2(目)消防施設費は、補正額3,124万3千円を追加いたすものでございます。内訳については、17(節)備品購入費の406万1千円の減額は、右説明欄記載のとおり、いずれも入札効果により減額するものでございます。

次に、24(節)積立金の3,530万4千円の追加は、各預金利子確定によるものと、歳入でご説明いたしましたとおり、今回寄附いただきました消防費寄附金を、消防施設整備基金に3,500万円を積み立てるものでございます。

次に、3(目)広域災害対応費の補正額、1万円の追加は、物価高騰により車両燃料費を追加するものでございます。

次に、4(款)1(項)交際費、2(目)利子、1万8千円の追加につきましては、令和4年度に更新した車両2台分の組合債利子が確定したことによるものでございます。

次のページ、10ページ以下の給与費明細書につきましては、説明を省略させていただきます。以上で令和5年度飯塚地区消防組合補正予算第1号の説明を終わります。

ご審議のうえ、ご議決賜りますよう、お願いを申し上げます。

◎議長（江口 徹）

提案理由の説明が終了しましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので、質疑を終結いたします。

討論を許します。

討論はありませんか。

（討論）

討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第11号「令和5年度 飯塚地区消防組合 補正予算（第1号）」を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

△議案第12号「飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」

◎議長（江口 徹）

次に、議案第12号「飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

篠崎消防長

○消防長（篠崎 太望）

議案第12号「飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の提案理由と改正の内容についてご説明申し上げます。議案書の1ページをお開き願います。

本案は、一般職の職員の給与に関する法律が改正され、国家公務員の給与の改定が行われたので、これを参考にして本消防組合職員の給与を改定し、関係規程を整備するため提案するものでございます。

それでは、改正の内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。12ページをお開き願います。

第26条の改正につきましては、第2項中「100分の120」を「100分の125」に、同条第3項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」を「100分の125」とあるのは「100分の70」にそれぞれ改めるものでございます。

次に、第29条の改正につきましては、第2項第1号中「100分の100」を「100分

の105」に、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に、それぞれ改めるものでございます。

次に13ページから25ページまでの別表第1及び別表第2については、国家公務員の俸給表にならい、消防職給料表及び行政職給料表を改めるものでございます。改正の内容につきましては、初任給をはじめ若年層に重点を置き、平均で1.3%程度引き上げるものでございます。

続いて、第2条関係の改正につきましては26ページの新旧対照表により、ご説明いたします。

第26条の改正につきましては、第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、同条第3項中「100分の125」とあるのは「100分の70」を「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」にそれぞれ改めるものでございます。次に、第29条の改正につきましては、第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に、それぞれ改めるものでございます。

次に附則の第1項におきまして、この条例は公布の日から施行することとし、ただし、第2条の規定は令和6年4月1日から施行することといたしております。

次に附則の第2項におきまして、本条例第1条による改正後の給与条例の規定は令和5年4月1日から適用することとし、ただし、改正後の給与条例第26条第2項及び第29条第2項の規定は令和5年12月1日から適用することとしております。

以上で、議案第12号飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

ご審議のうえ、ご議決賜われますようお願いを申し上げます。

◎議長（江口 徹）

提案理由の説明が終了しましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので、質疑を終結いたします。

討論を許します。

討論はありませんか。

（討論）

討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第12号「飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

△議案第13号「飯塚地区消防組合会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例

の一部を改正する条例」

◎議長（江口 徹）

次に、議案第13号「飯塚地区消防組合会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

篠崎消防長

○消防長（篠崎 太望）

議案第13号「飯塚地区消防組合会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」の提案理由と改正の内容についてご説明申し上げます。議案書の28ページをお開き願います。

本案は、本消防組合職員の給料表の改定を参考に会計年度任用職員の給料表を改定し、併せて、地方自治法の一部を改正する法律(令和5年法律第19号)が公布されたことに伴い、関係規程を整備するため、提案するものでございます。

それでは、改正の内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。34ページをお開き願います。

34ページから40ページまでの別表第1については、飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例にならい、行政職給料表を改めるものでございます。

続いて、第2条関係の改正についてご説明いたします。

第3条及び第9条の改正につきましては、第3条及び第9条第6項第2号中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改めるものでございます。

次に、第12条の2につきましては、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するにあたり、支給対象となる職員や手当額算定の基準について規定するため、条文を追加するものでございます。

次に附則におきまして、この条例は、令和6年1月1日から施行することとし、ただし、第2条の規定は令和6年4月1日から施行することといたしております。

以上で、議案第13号 飯塚地区消防組合会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

ご審議のうえ、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

◎議長（江口 徹）

提案理由の説明が終了しましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので、質疑を終結いたします。

討論を許します。

討論はありませんか。

（討論）

討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第13号「飯塚地区消防組合 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条



例の一部を改正する条例」を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

△議案第14号「飯塚地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」

◎議長(江口 徹)

次に、議案第14号「飯塚地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

篠崎消防長

○消防長(篠崎 太望)

議案第14号「飯塚地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」についての提案理由と改正内容についてご説明いたします。

議案書の43ページをお開きください。

本案は、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」が公布されたことに伴い、関係規定を整備するため提出するものでございます。

主な改正内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。

46ページをお開きください。

第11条及び第11条の2にあつては、改正に伴う文言の整理となっております。

第13条第1項の改正につきましては、蓄電池容量(キロワット時)を用いて区分することとし、蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって出火防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるものを規制の対象から除くこととし、開放型鉛蓄電池を用いたもの以外については耐酸性の床上等に設けなくてよいこととしたものでございます。

第13条第3項の改正につきましては、屋外に設ける蓄電池設備については、原則として建築物から3メートル以上の離隔距離を設ける必要がありますが、一定の要件を満たせば離隔距離は不要とし、当該要件に、新たに、延焼防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるものを追加することとしたものでございます。

第13条第4項及び第43条第13号は、文言の整理となっております。

次のページをお開きください。

別表第3の改正につきましては、厨房設備の部に、新たに固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離を定めるものでございます。

次に、附則第1項におきまして、この条例は、令和6年1月1日から施行することといたしております。

経過措置につきましては、附則第2項及び第3項において、「燃料電池発電設備等」の規定に

適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例によることといたしております。

次に、第4項において、蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しないものといたしております。

以上で、議案第14号「飯塚地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」についての説明を終わります。

ご審議のうえご議決賜りますようお願いいたします。

◎議長（江口 徹）

提案理由の説明が終了しましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので、質疑を終結いたします。

討論を許します。

討論はありませんか。

（討論）

討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第14号「飯塚地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

△認定第1号「令和4年度 飯塚地区消防組合 歳入歳出決算の認定」

◎議長（江口 徹）

次に、認定第1号「令和4年度 飯塚地区消防組合 歳入歳出決算の認定」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

篠崎消防長

○消防長（篠崎 太望）

認定第1号、「令和4年度飯塚地区消防組合歳入歳出決算の認定」についてご説明いたします。

議案書の50ページをお開き願います。

地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付しますのでございます。

歳入歳出決算の状況と施策の成果報告の概要をご説明申し上げます。51ページをご覧ください。

はじめに、決算規模でございますが、令和4年度決算額は、歳入26億6,204万2千円、歳出決算額は、26億1,600万6千円であり、前年度決算額と比較しますと、歳入で、2億1,732万3千円、7.55%の減、歳出で2億2,213万8千円、7.83%の減となっております。

次に、決算収支につきましては、歳入歳出差引額及び実質収支額は4,603万6千円の黒字となっております。

また、令和4年度の実質収支額から、前年度の実質収支額4,122万1千円を差し引いた単年度収支額は、481万5千円の黒字となっております。

次に、歳入の概要でございますが、歳入決算額26億6,204万2千円の款別の構成比では、分担金及び負担金24億8,933万2千円の93.51%が最も高く、次に繰入金6,442万7千円の2.42%、諸収入2,881万円の1.08%等がこれに続いております。

歳入のうち、その大宗をなす分担金及び負担金の組合費負担金は、前年度より2,063万5千円減の24億8,619万3千円で、これは、飯塚市、嘉麻市及び桂川町の令和4年度地方交付税消防費基準財政需要額のうち常備消防費の100%に相当する額であります。

なお、飯塚市及び嘉麻市の組合負担金につきましては、平成28年度から令和2年度まで組合負担金算定にかかる過少請求があったので、その差額を令和3年度から令和7年度まで支弁するため、その当該年度分を加算した額であります。

次のページをお開きください。

次に、歳出の概要でございますが、歳出決算額は26億1,600万6千円で前年度決算額と比較して2億2,213万8千円、7.83%の減となっており、その款別の増減額は、議会費1万8千円の減、総務費2億918万5千円の減、消防費4,276万3千円の減、公債費2,982万8千円の増となっております。

次に、性質別経費の状況は、人件費18億1,782万9千円、構成比69.49%、物件費1億5,130万3千円、構成比5.78%、補助費等1,381万3千円、構成比0.53%、維持補修費77万9千円、構成比0.03%、投資的経費1億927万4千円、構成比4.18%、公債費2億1,629万2千円、構成比8.27%、積立金3億671万6千円、構成比11.72%となっております。

次に、施策の成果についてであります、「5事務事業の概要」以下に記載いたしておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で、令和4年度飯塚地区消防組合歳入歳出決算の認定説明を終わります。

ご審議のうえ、ご認定を賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（江口 徹）

次に、認定議案に対する監査委員の決算審査報告をお願いいたします。

田中武春監査委員

○監査委員（田中 武春）

それでは、決算審査報告をしたいと思っております。地方自治法第233号第2項の基づき先に組

合長から審されました令和4年度飯塚地区消防組合決算の審査を終了しましたのでその結果を報告したいと思います。審査は歳入歳出決算と付属書類の合理性や係数の正確性及び財政収支の状況等について行いましたが、いずれも関係法令に準拠した書類が出され令和4年度における決算収支の状況を適正に表示していることが認められました。

次に、決算の概要について申し上げます。歳入総額26億6,204万2千円に対しまして、歳出総額は26億1,600万6千円で、歳入歳出差引額が4,603万6千円となり、歳入歳出差引額及び実質収支額が4,603万6千円の黒字となっております。

また、桂川分署の消防ポンプ自動車及び飯塚消防署の高規格救急自動車を実施見分しましたが、管理状況は良好でございました。

以上簡単に申しましたが、細部につきましては、お手元の意見書をご覧くださいと存じます。

終わりに近年国内外において大規模な地震や気象の急激な変化に伴う豪雨など、あらゆる災害が頻繁をしております。消防業務における対応力の向上はより一層求められているところであります。また、新型コロナウイルス感染症については、感染症法上の位置付けが「2類感染症」から「5類感染症」に引き下げられ、社会活動は、コロナ化の以前の姿に戻りつつあるものの、救急搬送等においては引き続き感染リスクの管理が求められております。このような状況の中、飯塚地区消防組合では、令和3年度に策定をいたしました飯塚地区消防組合総合計画に基づき、どんな災害にも対応できる柔軟性のある消防力の構築のため、組織の基礎づくりに取り組まれているところでございます。社会情勢は社会的に不安定な状況であります。物価の高騰が続き、地方では個々の厳しい財政状況が続くことが考えられるため、消防組合としても将来にわたって安定した消防行政を運営していけるよう組織体制の効率化に勤められております。こうした中、今後住民の安全と安心を守るため限られた予算を効果的また効率的に運用し、さらに安全、安心な地域社会を確立できるよう関係者の一層の努力を望むものであります。

以上で決算の審査報告とさせていただきます。

◎議長（江口 徹）

提案理由の説明及び監査委員の決算審査報告が終わりましたが、質疑通告書の提出は、あつておりませんので 質疑を終結いたします。

討論を許します。

討論はありませんか。

（討論）

討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第1号 令和4年度飯塚地区消防組合歳入歳出決算の認定を原案とおりに認定することに異議はありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案どおり認定されました。

次に、報告第1号「専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」を議題とします。

報告事項について説明を求めます。

坂田次長

△報告第1号「専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」

◎次長（坂田 潤治）

報告第1号 専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）について、ご説明申し上げます。

議案書の71ページをお開き願います。

本案は、令和5年12月5日に地方自治法第180条第1項の規定に基づき、交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について、専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

事故の概要につきましては、2事故の概要及び72ページの図に記載のとおり、令和5年10月21日11時20分頃、飯塚病院職員駐車場で実施した多数傷病者対応訓練の終了後、訓練に参加した飯塚消防署署員が岩崎出張所の資器材搬送車（53号車）を駐車場出口に移動しようとした際、出口ゲート付近に駐車中の軽自動車右側後部に資器材搬送車右側中央のサイドダンパーを接触させ、軽自動車の右側後部テールランプ付近を破損させたものでございます。損害の状況につきましては、人的傷害双方なし。物的損害は、相手方 運転席側テールランプ付近の破損、消防組合側は、物的損害なし、でございます。

事故の原因は、同署員の周囲の確認不足が原因でございます。

過失割合は、消防組合が100%、相手方は0%とし、消防組合が相手方に車両修繕料として、14万8千12円を賠償金として支払うものでございます。

詳細につきましては、6の損害額及び賠償負担額の表に記載のとおりでございますが、消防本部が負担する損害賠償額14万8千12円は、公益社団法人全国市有物件災害共済会より支払われます。

このような事故を起こしたことは誠に遺憾であり、本議会に対しまして深く陳謝申し上げます。

申し訳ございませんでした。

今後は、同種事故の再発防止に努め、指導の徹底を図ってまいりたい所存でございます。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

◎議長（江口 徹）

報告事項に対する説明が終わりましたが、質疑通告書の提出は、あっておりませんので質疑を終結いたします。

本案は、報告事項でありますので、ご了承を願います。

△一般質問

◎議長（江口 徹）

次に、一般質問ですが、一般質問の通告はあっておりませんので、一般質問を終結いたします。

△署名議員の指名

◎議長（江口 徹）

次に、署名議員を指名いたします。

4番 林 英明 議員

13番 土居 幸則 議員

よろしく願いいたします。

△閉会

◎議長（江口 徹）

以上をもちまして、議事日程のすべてを終了いたしましたので、令和5年第3回飯塚地区消防組合議会 定例会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

午後2時47分 閉会

●出席議員

（出席議員 13名）

1番 江口 徹

8番 吉永 雪男

2番 中嶋 廣東

9番 奥山 亮一

3番 久世 賢治

10番 田中 武春

4番 林 英明

11番 永末 雄大

5番 竹本 慶吉

12番 吉松 信之

6番 豊田 一元

13番 土居 幸則

7番 出水 貴之

●職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局書記

花元 稔和

〃

和多 良

〃

大石 巖生

〃

松本 圭介

〃

大塚 智史

●説明のため出席した者

組合長

武井 政一

副組合長

赤間 幸弘

副組合長	井 上 利 一
消防長	篠 崎 太 望
次長兼飯塚署長	坂 田 潤 治
参与兼予防課長	松 岡 春 樹
指令課参与	中 西 敏 弘
警防課長	上 尾 雄 一
指令課長	高 岩 伸 親
予防課長補佐	河 辺 英 美
警防課長補佐	吉 田 剛
副署長兼警備課長	岡 松 則 人
会計管理者	笹 尾 清 隆